

令和4年度診療報酬改定等に関するお問い合わせ（ご質問）について

1. 令和4年度の診療報酬改定等に関するご質問は、原則として「診療報酬改定等に関する質問票」により対応させていただきます。
2. 別添の当該質問票を作成し、関東信越厚生局長野事務所あてに [FAX \(026-474-4397\)](mailto:026-474-4397) にてご質問いただきますようお願いいたします。
なお、質問事項が複数の場合、質問ごとに当該質問票を作成いただくようお願いいたします。
3. 回答は、受付順に電話にて行います。
なお、質問内容によっては本省等への確認を要するものもあるため、回答に相当の時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。
4. 診療報酬の改定時期は、受付業務や審査業務が集中するため、電話でのご質問はご遠慮いただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。
5. 診療報酬改定等に関するご質問とそれに対する回答のうち、基本的なものについては、厚生労働省及び関東信越厚生局のホームページにも逐次掲載されますので、そちらもご参照ください。

関東信越厚生局長野事務所
FAX : 026-474-4397